

## ハラスメント防止委員会

ハラスメント防止委員会では、ハラスメントを受けた本人（原則）からの苦情及び相談に関する調査、救済、調整、助言等の必要な対応を行います。相談者の意向を確認し、必要に応じて適切な関係諸機関の協力を得ながら、調整を行っていきます。

### 相談窓口

電話：092-921-9819

### 意見箱

1階 夢工房に設置

#### ハラスメント防止委員

- |       |             |
|-------|-------------|
| ○副学長  | ○学科長        |
| ○教務部長 | ○学生部長       |
| ○厚生部長 | ○就職部長       |
| ○事務長  | ○日本経済大学学生部長 |

#### 相談員

- |        |        |
|--------|--------|
| ○柳生 明子 | ○岡田 真江 |
| ○木下 祥一 |        |

#### 守秘義務について

ハラスメント防止委員・相談員並びに事務局は、相談者の秘密を守ります。

また、本人の同意や承諾がない限り、相談者の氏名・住所・電話番号などの個人情報を正当な理由なく漏らすことありません。



学校法人 都筑育英学園  
福岡こども短期大学  
FUKUOKA KODOMO JUNIOR COLLEGE

〒818-0197 福岡県太宰府市五条3-11-25  
TEL (092)922-7231(代表)  
FAX (092)928-5210  
URL : <http://www.fukuoka-kodomo.ac.jp>



ハラスメントのない  
キャンパスライフ

STOP  
HARASSMENT

学校法人 都筑育英学園  
福岡こども短期大学

FUKUOKA KODOMO JUNIOR COLLEGE

# ハラスメント防止に向けて

ハラスメント (harassment) とは「相手に不快感、屈辱感、脅威を感じさせるような言動」という意味であり、被害者に深刻なダメージを与える卑劣な人権侵害です。

下記に挙げている 6 つは代表的なハラスメントです。他にも様々なハラスメントがありますが、その定義や区分は厳格ではなく実際に区分することが難しく、複数のハラスメントが重なってより深刻な事態になってしまう場合があります。これらの行為が発覚した場合、福岡こども短期大学は学則・就業規則に基づき厳正に対処します。誰もが被害者・加害者にならないために、どのような振る舞いがハラスメントになるのかを自覚し、発生防止に努め、学生・教職員、その他本学に関係するすべての人が安心・快適に学び、研究し、働く環境を目指しましょう。

## セクシュアル・ハラスメント

相手方の意に反する性的な言動により、不快感やその他不利益を与える行為。

- ・性的冗談、からかい、質問等をする
- ・不必要的身体接触をする
- ・交際をせまる、つきまとう（メール・手紙・電話等を含む）
- ・卑猥な発言や身振りをする

## モラル・ハラスメント

論理や道徳に反し、言葉や態度、精神的な暴力によって相手を傷つける行為。

- ・挨拶をしない、あからさまに無視する
- ・人格や尊厳を否定したり、馬鹿にしたりする
- ・集団から切り離し、孤立させる
- ・プライベートに過度に干渉する

## ジェンダー・ハラスメント

性別により社会的な役割が異なるという固定概念に基づく言動による嫌がらせ等の行為。

- ・「男のくせに〇〇だ、女のくせに〇〇だ」といじめや嫌がらせをする
- ・「男なら〇〇であるべき、女ならば〇〇すべき」と強要する
- ・女性だという理由で、お茶くみや雑用を頼む

## アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場で教職員や学生間において地位や人間関係などの優位性を利用し、相手に対して精神的や肉体的な苦痛を与える行為。

- ・文献や図書、機器類を使わせない
- ・理由を示さずに単位を与えない
- ・学生に対して指導を拒否したり、侮蔑的な言動をしたりする

## マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産・育児休業を機に嫌がらせをしたり、雇用において不利益な扱いをしたりする行為。

- ・妊娠や出産を理由に解雇や雇い止めをする
- ・産休・育休等の制度や措置の利用を阻害する
- ・不妊治療や妊娠・出産等に対して否定的な言動をする

## パワー・ハラスメント

上司と部下などの立場の優位性を利用し、業務の範囲を超えた嫌がらせ等を行う、又は職場環境を悪化させる行為。

- ・些細なミスで怒鳴ったり、人格を否定したりする
- ・正当な理由なく退職や転職を強要する
- ・達成困難なノルマを与える、又は全く仕事を与えない

## もし、被害を受けたら 一人で悩まないで！

もし被害を受けたら、一人で悩まずに助けを求めることが必要です。

信頼できる誰かに相談するか、大学・学校等のハラスメント防止委員又は相談員に相談してください。相談員へは電話で相談するか、1階夢工房に設置してある意見箱を利用できます。

ハラスメント防止委員会は、あなたのプライバシーを固く守りますので、安心して相談してください。相談があった場合、次のようなフローで問題解決を行います。

## 相談から解決までのフロー

